

令和4年第1回広尾町議会臨時会 第1号

令和4年1月31日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 報告第1号 専決処分の報告について
- 6 報告第2号 専決処分の報告について
- 7 報告第3号 専決処分の報告について
- 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 議案第1号 工事請負契約の締結について
- 11 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 12 議案第3号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第18号）について
- 13 議案第4号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏

総務課長補佐	柏	崎	弥香子
総務課主幹	齊	藤	美津雄
併総務課参事	西	内	
併総務課主幹	木	幡	幸雄
併総務課主幹	木	村	正樹
併総務課主幹	坂	田	邦昭
企画課長	及	川	隆之
住民課長補佐	楠	本	直美
住民課長補佐	佐	藤	直美
住民課長補佐	山	崎	義和
兼住民課主幹	三	浦	直子
保健福祉課長	西	脇	秀司
保健福祉課長補佐	宝	泉	
兼老人福祉センター所長	今	村	正大
地域包括支援センター長	宝	泉	大子
兼健康管理センター長	村	上	洋子
健康管理センター次長	宝	泉	
健康管理センター次長	三	浦	直子
保健福祉課子育て支援室長	雄	谷	幸裕
子育て世代包括支援センター長	浜	頭	
認定こども園ひろお保育園長	佐	藤	清美
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	まゆみ
兼豊似保育所長	西	脇	優子
特別養護老人ホーム所長	成	田	まゆみ
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝義
農林課長	金	石	輝義
兼町営牧場長	平		浩則
水産商工観光課長	平		浩則
建設水道課長	室	谷	直宏
建設水道課長補佐	前	田	憲一
建設水道課主幹	三	上	昌樹
建設水道課主幹	北	藤	盛通
兼下水終末処理センター長	小	川	浩司
港湾課長	前	田	憲一
港湾課長補佐	森	谷	亨弘
	安	岡	

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第1回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から報告3件、承認2件、議案4件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、萬亀山ちず子議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和4年第1回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の職員の新型コロナウイルス発症についてであります。
既に報道機関等により周知をされておりますが、1月5日水曜日、広尾町消防職員1名が発熱の症状により感染の疑いでPCR検査を受けたところ、陽性が認められました。

この報告を受け、広尾署の庁舎、車両等、施設の消毒を実施し、帯広保健所の指示により、濃厚接触者3人とその疑いのある職員4人に自宅待機を命じ、PCR検査を行いました。

感染が認められた職員については、翌日の6日から14日までの9日間、町外の医療機関に入院し、自宅待機者につきましてはPCR検査の結果、全員陰性となったもので、保健所からの指示により、感染の疑いのある職員については8日から通常勤務とし、濃厚接触者については15日まで自宅待機となったものであります。

今回の自宅待機等の処置による緊急出動への影響はありませんでしたが、署員、職員へ引き続き感染予防対策と、道外、札幌市への出張を控え、プライベートでの不要不急の移動についても、できる限り自粛するよう改めて通知をしたところであります。

現在、北海道においては、1月27日からまん延防止等重点措置区域とされ、十勝管内においても、連日感染者が2桁台を更新し、急速に感染が拡大しております。今後も住民の皆様には、手洗いやマスクの着用、3密の回避など、感染予防対策を行うよう呼びかけてまいります。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症経済対策につきまして、令和4年1月20日現在の状況を報告いたします。

お手元の行政報告資料1ページをお願いいたします。

1)の6月2日に販売を開始した、令和3年度第1弾となるプレミアム率40%とした広尾町地域振興プレミアム付商品券につきましては、販売枚数22万4,000枚のうち、22万3,603枚が利用され、107件の事業者に1億1,180万1,500円が交付されたところであります。

次に、2)の10月17日に販売した、第2弾となるプレミアム率50%とした広尾町地域振興プレミアム付商品券につきましては、販売枚数18万枚のうち、17万5,401枚が利用され、102件の事業者に8,770万500円が交付されたところであります。

次に、3)の11月1日から販売を開始した、広尾町地域振興夜の街プレミアム付商品券につきましては、発行枚数3,600枚のうち2,856枚が販売され、2,083枚、利用率72.9%の利用があり、8件の事業者に208万3,000円が交付されたところであります。

4)の同じく11月1日から12月末日まで行った広尾町中小企業等キャッシュレス化導入推進事業につきましては、4,525件の利用回数で1,942万5,334円が利用され、利用者に利用額30%相当ポイント466万1,442円のポイントが還元されたところであります。なお、Pay Payとd払いの利用状況については、記載のとおりであります。

続きまして、3点目の赤潮被害対策の状況についてであります。

令和3年11月開催の臨時会にて行政報告をいたしました赤潮被害に対する支援につきましては、令和4年1月20日現在の状況を報告いたします。

報告資料2ページであります。

1)の漁協組合に対する広尾町赤潮被害対策漁業支援資金利子補給につきましては、11件の利用があり、1,352万円を借り入れております。

次に、2)の水産加工業者等に対する借入額を1,000万円に引き上げ、広尾町中小企業金融支援対策とした利子補給につきましては、4件の利用がありまして、2,350万円を借り入れたところであります。

ます。

次に、4点目の令和3年度普通交付税の再算定についてであります。

令和3年度普通交付税額が国の補正予算の成立に伴い再算定され、追加交付額が12月24日に決定いたしましたので、その概要について説明いたします。

行政報告資料の3ページ中段の太枠をご覧ください。

追加交付額は1億1,703万7,000円で、令和3年度の総額は34億5,620万7,000円であります。令和2年度と比較いたしますと、2億6,409万8,000円の増でありまして、率で8.3%の増となりました。追加交付額のうち4,486万9,000円は、令和3年度の臨時財政対策債の償還財源として交付されたもので、減債基金に積み立て、後年次の償還の際に取り崩すものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 学校職員の新型コロナウイルスの発症について、教育行政報告をさせていただきます。

1月28日金曜日、豊似小学校の職員1名が喉の痛みの症状により医療機関を受診し、感染の疑いで抗原定量検査を受けたところ、陽性が認められました。この報告を受けまして、1月28日午後から2月2日まで臨時休校の判断をし、1月28日、全児童が帰宅した後、校舎の消毒を実施しております。

また、学校において児童及び職員が濃厚接触者か否かの特定を行った結果、全員が濃厚接触者には該当しませんでした。感染者以外の学校職員につきましては、抗原検査キットにより検査を実施し、全職員が陰性となっております。感染が認められた職員については、帯広保健所の指示により、現在、自宅療養をしております。

学校職員へは、感染予防対策の徹底、プライベートにおいても不要不急の移動についても自粛するよう再度通知をしたところでございます。

また、昨日ですが、広尾小学校児童1名と広尾中学校生徒1名が新型コロナウイルスの濃厚接触者となったことの連絡を受けました。これを受けまして、広尾小学校と広尾中学校の2校につきましては、校舎の消毒作業などのため、本日臨時休校としております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

- 1、議長（堀田） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。
議案書1ページに当たります。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

音調津避難施設建設工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、令和3年12月13日であります。

専決処分の理由であります。令和3年議案第57号により議決を頂きました音調津避難施設建設工事の請負契約の締結について、令和3年11月24日付で設計変更に伴う請負金額変更の専決処分を行ったところでありますが、建築資材の数量及び設備の変更があったため、請負金額の変更を行うものであります。

変更の内容であります。2の契約額を6,133万6,000円から5,988万3,340円、145万2,660円を減額したものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） 以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号～日程第7 報告第3号

- 1、議長（堀田） 日程第6、報告第2号 専決処分の報告についてと日程第7、報告第3号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 報告第2号並びに報告第3号 専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

議案は3ページであります。

本件2件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、公用車の接触事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和3年12月29日付で専決処分したものであります。

相手方は、記載のとおりであります。

事故の概要は、令和3年10月28日、本町水産商工観光課職員が公用車のトラックで南十勝複合事務組合南十勝環境衛生センターの敷地内を走行中、停止中の相手車両に公用車の右後方が接触し、相手車両のフロントの一部が損壊するなど、損害を与えたものであります。

和解の内容であります。広尾町が相手方に損害賠償金の支払いの後、相手方は広尾町に対する損害賠償権を放棄し、本件に関して裁判上、裁判外を問わず、一切の異議の申立て、請求を行わないとするものであります。

損害賠償金は、14万6,850円であります。

次に、報告第3号であります。

同じく地方自治法の定めにより、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第16号）を専決処分したものであります。

次のページの専決処分書であります。

専決処分の理由であります。南十勝複合事務組合南十勝環境衛生センターの敷地内で発生した公用車の接触事故による損害賠償の額を定めることに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年12月29日であります。

次のページの別紙、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第16号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,503万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表であります。

歳入につきましては、損害賠償金に充当する自動車共済金でありまして、14万7,000円を計上するものであります。

次のページの歳出であります。

7款1項土木管理費は、損害賠償金を計上するもので14万7,000円、歳入歳出同額となるものであります。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第2号、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第8 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第15号）を専決処分したものであります。

専決処分の理由であります。子育て世帯等臨時特別支援事業予算の追加計上についてでありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきました。

処分日につきましては、令和3年12月15日であります。

次のページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第15号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,019万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,488万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表の歳入であります。

14款2項国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の追加であります。

次のページの歳出であります。

3款2項児童福祉費は、子育て世帯等臨時特別給付金及び事務費の追加であります。

以上で、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第9 承認第2号

1、議長（堀田） 日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。
地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。
専決処分書であります。
地方自治法の定めにより、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第17号）を専決処分したものであります。
専決処分の理由であります。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業予算の追加計上について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきました。

処分日につきましては、令和4年1月7日であります。

次のページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第17号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,397万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,901万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表の歳入であります。

14款2項国庫補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の追加であります。
次のページの歳出であります。

3款1項社会福祉費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び事務費の追加であります。

なお、事業の詳細については担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。
宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 承認第2号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをご覧ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてです。

初めに、1のこの給付金の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対しまして、臨時的な措置として給付金を給付するものです。

次に、2の給付対象者につきましては、①の基準日におきまして、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、②の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯が給付の対象です。

次のページ、2ページをご覧ください。

3の給付対象世帯見込み数ですが、1,200世帯を見込んでおり、内訳は記載のとおりです。

4の給付額につきましては、1世帯当たり10万円を給付します。

次に、5の給付方法についてです。①の住民税非課税世帯につきましては、ア、対象世帯の抽出と登録口座を確認します。イ、対象世帯へ給付案内と確認書を送付します。ウ、確認書の審査により給付を決定し、口座振込または現金により給付します。住民税非課税世帯の給付手続につきましては、対象世帯からの申請を不要とし、こちら側で対象世帯を絞り込む、いわゆるプッシュ型の方法により、できるだけ簡素な手続で迅速に給付します。

②の家計急変世帯につきましては、次のページ、3ページをご覧ください。

上段の記載のとおり、対象世帯からの申請により給付いたします。

最後に、6の給付金の案内及び給付のスケジュールについてです。

①の住民税非課税世帯につきましては、給付案内と確認書の発送を2月中旬に行い、3月上旬から順次給付を行う予定で準備を進めております。

②の家計急変世帯につきましては、①の住民税非課税世帯と同様に3月上旬から給付を開始する予定です。

なお、対象世帯からの申請は、国の制度に基づきまして本年9月30日まで受け付けます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第10 議案第1号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第1号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものとするものであります。

工事名につきましては、広尾町公共施設照明LED化工事その1であります。

契約額は、6,149万円であります。

契約の相手方は、帯広市西9条北3丁目3番地、大昭・天沼・小野経常建設共同企業体、代表者大昭電気工業株式会社、代表取締役出村行敬氏であります。

工事の概要であります。施工箇所につきましては、広尾町公園通南4丁目9番地、広尾小学校ほか10施設の照明LED化工事です。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和5年3月31日までであります。

指名業者等の状況であります。大昭・天沼・小野経常建設共同企業体、北口・広尾・三和経常建設共同企業体、勝海電気株式会社、以上3業者をもって入札を行いまして、落札率は97.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第1号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第2号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名につきましては、広尾町公共施設照明LED化工事その2であります。

契約額は、8,932万円であります。

契約の相手方は、帯広市西24条北2丁目5番52、北口・広尾・三和経常建設共同企業体、代表者株式会社北口電器商会、代表取締役秋田谷文雄氏であります。

工事の概要ですが、施工場所につきましては、広尾町字紋別18線50番地、豊似小学校ほか12施設の照明LED化工事であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和5年3月31日までであります。

指名業者等の状況であります。大昭・天沼・小野経常建設共同企業体、北口・広尾・三和経常建設共同企業体、勝海電気株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は97.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第2号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号～日程第13 議案第4号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第3号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第18号）についてと日程第13、議案第4号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第3号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第18号）及び議案第4号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

初めに、議案第3号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,356万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億257万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページの第1表の歳入であります。

あわせて、事項別明細書をご用意いただきたいと思います。

事項別明細書3ページであります。

10款1項地方交付税は、先ほど行政報告いたしました追加交付分の補正であります。

14款2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染対策事業に対する臨時交付金及びワクチン接種体制確保事業補助金の追加であります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は4ページになります。

2款1項総務管理費は、地方交付税の追加交付のうち、令和3年度臨時財政対策債の償還財源として交付をされました4,486万9,000円を減債基金に積み立てするものであります。

3款1項社会福祉費は、1月1日付人事異動に係る人件費及び介護サービス事業特別会計への繰出金の整理であります。

4款1項2目環境衛生費は、葬斎場の修繕料の追加であります。3目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る事業費の追加及び新型コロナウイルス検査費用一部助成事業費の追加であります。

5款1項農業費は、牛乳、乳製品の消費拡大事業実施のため、農政推進協議会負担金を追加するものであります。同款3項水産業費は、赤潮被害対策事業実施のため、北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金3,795万円を追加、また、新型コロナウイルスの流行により魚の日等が大幅な売上減となった広尾漁協に対しまして、水産業の持続と雇用の確保のため、持続化給付金1,500万円を給付するための予算の追加であります。

6款1項商工費は、新型コロナウイルスの流行により売上げが減少した水産加工等の事業者に対して、給付金を給付するための510万円の追加であります。

9款2項小学校費及び3項中学校費は、新型コロナウイルス感染症対策の備品等の購入費の追加であります。

12款1項予備費は、全体予算の調整をするものであります。

別冊の議案資料をご用意ください。

議案資料4ページに、国の補正予算により追加交付決定のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして記載をしております。

臨時交付金を活用し、本補正予算に計上した事業は、記載のとおりであります。

表の下から2行目の交付限度額1億901万7,000円が本町の交付決定額であります。今年度の残額につきましては、国において繰越しを行い、令和4年度に交付を受けることになります。

なお、事業の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第4号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,071万3,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の内容であります。

1月1日付人事異動に伴う人件費の減額を一般会計からの繰入金で調整したものであります。

以上で、議案第3号及び議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

すみません。訂正をさせていただきます。補正の5款3項の水産業費であります。北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金でありまして、先ほどは「3,795万円」と申し上げましたけれども、「379万5,000円」の誤りであります。訂正方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第3号、一般会計補正予算（第18号）、4款1項3目予防費、新型コロナウイルス検査委託料について補足説明をさせていただきます。

議案資料の5ページをご覧ください。

新型コロナウイルス検査費用一部助成事業についてです。

初めに、1のこの助成事業の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染の不安を持つ無症状の方が検査を希望される場合に、検査を受けやすい環境を整え、社会活動における不安を軽減し、感染拡大を抑制することを目的としまして、検査費用の一部を助成するものです。

次に、2の対象者につきましては、（1）の町民の方で感染の不安がある「無症状」の方と、（2）の町内に通勤または通学されている町外の方で感染の不安がある「無症状」の方が助成の対象です。

感染の不安がある方の例としまして、下段に示したとおり、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している地域に行っていた方、感染者と接触したが検査の対象とならなかった方などを助成の対象とします。

次のページ、6ページをご覧ください。

3の申込み・検査機関ですけれども、検査の申込みは健康管理センターで受け付け、検査は広尾町国保病院が実施いたします。

4の検査方法は、PCR検査となりますが、行政検査などで従来から実施している（1）の鼻腔拭い法のほかに（2）の唾液法の検査も取り入れ、できるだけ多くの方が検査を受けられる体制を整えます。（1）の鼻腔拭い法は、鼻の奥から検体を採取するもので、毎週火曜日に実施し、定員は2人です。（2）の唾液法は、唾液を検体とするもので、月曜日から木曜日まで週4日実施し、定員は1日につき5人です。

次に、5の助成額についてです。

検査1回につき1万9,800円を助成します。検査費用2万2,000円のうち2,200円を自己負担していただくものです。

最後に、6の検査の案内及び今後のスケジュールにつきましては、2月上旬から防災無線や新聞折り込みチラシなどで広報を行い、検査は2月上旬から3月末まで実施いたします。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 続いて説明いたします。

水産業費になります。

議案資料の7ページをお開き願います。

北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金の補正についてであります。

2、補正予算の表の下段に太枠で記載しております、環境・生態系保全緊急対策事業の総事業費2,530万円の15%、町負担額379万5,000円を追加補正するものであります。この事業は国の水産多面的機能発揮対策事業交付金を赤潮対策緊急事業に活用して行う事業に対し交付されるものでありまして、総事業費の町負担分15%のうち、通常の場合、特別交付税措置が70%されるものが、80%に優遇されるものであります。また、国や北海道においても、繰越予算となることを見込み、14か月の活動を認めているものでもあります。

事業の内容といたしましては、活動組織を新たに組織し、ウニの漁場環境把握を行う事業でありまして、ウニの種苗放流、放流する前の実態把握調査及び放流後の状況調査をする活動に対し、国の交付金70%、北海道と広尾町それぞれ15%ずつを北海道の水産多面的機能発揮対策協議会に負担し、同協議会から活動組織に交付金が交付されます。既に繰越予算となることを見込まれておりますので、3月定例会にて繰越分を含め整理することを考えております。また、活動組織の活動が認められれば、町補助金としている令和3年度のウニ増殖対策事業補助金250万円全額の払戻しを予

定しているものであります。

次に、議案資料の8ページになります。

広尾町漁業振興持続化給付金支給事業であります。

目的としまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、外食産業の営業自粛に伴う価格と流通量の減、イベント（魚の日、十勝うまいもんまつりなど）の開催の自粛、さらには水揚げ減による取扱数量減により売上げが減となったため、給付金を支給することにより本町水産業の持続と雇用の確保などを図ることを目的としております。

給付対象者は、広尾漁業協同組合であります。

給付の額であります、新型コロナウイルスの影響により、令和2年3月から約2年間、イベント自粛や中止に伴い出店の機会を失っているため、その約2年前の平成30年3月から令和2年2月までに開催されたイベントなどの売上相当額の50%以内の額とし、上限を1,500万円とするものであります。

今後の予定としましては、本補正予算成立後、事務に取りかかりまして、2月中の申請、3月までには交付できるものと考えております。

次に、商工費の説明をいたします。

議案資料の9ページ、10ページをお開き願います。

広尾町水産加工等事業者緊急支援事業についてです。

目的としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、外食産業の営業自粛に伴う価格と流通量の減少などにより売上げが減少した町内水産加工等事業者に対し、給付金を支給することにより事業の持続と雇用の確保を図ることを目的としております。

2の給付の対象者として、①、町内に独立した事業所を持ち、町内で事業を営み、事業を1年以上継続していく意思がある者、②、水産加工事業者並びに主に鮮魚を取り扱う小売事業者などで、中小企業信用保険法で規定する中小企業並びに個人事業主であります。③、町税など及び使用料の滞納がなく、暴力団排除条例に該当しない者。④、令和3年9月から12月のいずれか1か月の税抜き売上額が前々年同月あるいは前年同月と比較した額（売上減少額）が20%以上減少した者として。もしくは⑤、町長が特に認めた者を対象といたします。

3、給付額及び給付金の限度額についてです。給付額は売上減少額として、上限を30万円とします。

4、給付金の申請等につきましては、申請の期日を本補正予算成立から2月28日までとします。申請は町の商工観光係にさせていただきますが、申請等の相談につきましては商工会で行っていただきます。対象の事業者は、町に申請後、審査、支給決定で通知を受けた後、町に支給請求書を提出し、口座振替にて支給をいたします。

今後の予定としましては、本日の議決終了後、業務に取りかかりまして、今週中に対象事業者に給付金関係の書類を随時発送いたします。その他ホームページや防災無線で町民に周知をいたします。申請の手続が順調に進めば、早い方で2月中には給付金が支給される予定であります。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と介護サービス事業特別会計の2件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と介護サービス事業特別会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、会議規則第55条の質疑の回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第3号と議案第4号の2件に対する質疑の発言を許します。

8番、山谷議員。

1、8番（山谷） 私のほうから水産業振興費の関係であります。

今回、赤潮被害に対する予算を含め、水産振興につながる予算計上については、大いに敬意を表したいと思います。そこで、ひとつこれからの考えをお聞かせください。

今回、補正予算にて計上された1,500万円の漁業振興持続化給付金についてですが、財源として新型コロナウイルスの臨時交付金を活用しているようであります。これまで十勝管内の各町においては、昨年9月から発生しました赤潮被害に対する交付金などが交付されております。

そこで、今後、広尾町においても赤潮被害に対する予算を計上する考えがあるのか、あればお聞かせください。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 山谷議員のご質問にお答えいたします。

今回、計上させていただきました漁業振興持続化給付金事業、コロナの財源をとということで1,500万円の計上をさせていただきました。

少し経過を説明させていただきますと、赤潮対策の部分で今後の見通しはというところのご質問であります。11月の臨時会におきまして、行政報告でも報告をさせていただきましたけれども、赤潮被害に関する調査事業、これについて計上させていただきました。また、赤潮被害の利子補給というところで総額2億円の融資枠を設けまして、これも計上させていただいたところであります。

今回、コロナの臨時交付金を活用し、1,500万円漁協に給付をするということで、コロナの影響、そして最近の漁業情勢、赤潮も含めてトータル的な総合判断をして、今回コロナの臨時交付金を活用させていただいての給付ということで、ご理解を頂ければというふうに思います。広尾漁協を支援することによりまして今後も持続的に本町の漁業振興を図り、漁業者の支援を行っていただけるように、今回の給付としたところであります。

今後のご質問でありますけれども、今、来年度の予算編成を進めているところでありますけれども

も、基本的には国の赤潮対策事業、これらを活用するというを基本に、本年度実施をしました、先ほど言いました赤潮被害調査利子補給、それからウニの増殖事業、これらに対する受益者負担の軽減などについても、今後、漁協とも協議をしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

2番、浜野議員。

1、2番（浜野） 1点、内容説明をお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、18節農政推進協議会に対する負担金100万円の追加補正について伺います。先ほど町長から事項別明細書に基づく大枠の説明がございましたが、もう少し突っ込んだ中身を確認したいので、これについて事業の概要と経費の内容をご説明をお願いいたします。

1、議長（堀田） 平農林課長。

1、農林課長（平） ご説明させていただきます。

ご質問の補正でありますけれども、コロナ禍の牛乳、乳製品の需要低迷を踏まえた消費拡大緊急支援事業の負担金として、広尾町農政推進協議会のほうに支出するために計上をさせていただきました。

ちょっと農政推進協議会の設置経緯等について簡単に触れさせていただきますけれども、同協議会におかれましては、農業生産対策、経営対策あるいは家畜防疫対策など、総合的、計画的に推進するために、平成2年に設置をされておまして、町並びに農業委員会、それから農協、北海道の農業改良普及センター、雪印メグミルクなど、9つの団体、企業で構成してございます。

そこでご質問の、まず事業の概要でございますが、現下の生乳需給をめぐる厳しい事態に対応いたしまして、消費拡大に取り組むための経費に、国のコロナ対策関連地方創生臨時交付金を活用いたしまして、まずは町として所要額を負担させていただくというものでございます。

経費の内訳でございますけれども、町内の小中高の生徒に贈呈するバターとチーズの詰め合わせ約500セットの購入、産業団体に対します来客おもてなし用200ミリリットル牛乳400個の購入、さらに民間福祉施設への牛乳、乳製品約1,000個の購入、これに予備及び調整分を加えた内容となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 浜野議員。

1、2番（浜野） ただいま生徒に配付というバター、チーズの案件がございましたけれども、そういうものに対しての現物だけでなく、このバターとチーズはこうこうこういうための消費拡大と

いいですか、消費をするためのメッセージとか、何かそういうものはあるのでしょうか。

それと、例えば今年が初めてではなく、今までもそうでございますけれども、年末年始、3月の年度末、またも8月の夏休み等、学校が休みになるたびになぜか牛乳の消費のことが出されます。ということは、子どもたちが学校に行っているときは、学校給食で牛乳が出されるからあれなのですけれども、休みになるとなぜか余るということは、子どもたちが学校に行っていれば牛乳が学校給食では当たるのですけれども、行かないとき家庭では飲んでいないのか。だから、その辺の部分をやっぱりメッセージ的に、ただ牛乳がいろんな今回のコロナとかこういう形で、事情で余ったとかなんとかということはあれですけれども、やはり日常的に牛乳を飲んでいただくと、そういう部分を、子どもたちもそうですけれども、父兄の方にも理解をしていただくためにも、何かバター、チーズのほかにメッセージを、こうこうこういうことでこれからも牛乳、乳製品を愛用していただきたいという、やっぱりそういうメッセージが必要だろうと思います。例えば私たち酪農家が搾った牛乳はミルクローリーで運ばれていますけれども、それに、タンクローリーにはさーたちゃんがプリントされて、毎日牛乳を運んでいます。そういう部分をやはり身近に感じてもらえるような、何かそういうメッセージを添えて消費拡大を図っていただきたいなというふうに思っております。

それと、今も話しましたが、この年末年始については、過去最大規模の生乳廃棄の懸念が広がったわけですが、実に多くの関係者の協力によりまして、最悪の事態は避けられました。また、町内の会社においては、1リッター700本、700リッターの購入もしていただいた事例もございます。しかし、今後も生産ラインのフル活動が不可欠という中で、万一不測の事態に陥るだとか、確実なところでは3月の小中学校の春休みが到来すれば、また問題の再起も十分あり得るということで、まだまだ予断を許す状況にはありません。生乳の生産、再生産を持続可能にして、生産基盤の弱体化を防ぐためにも、さらに必要な予算の確保や継続した対策が必要だろうと思います。その辺を見据えた方向性あるいは検討を含めた現時点での考え方で結構ですので、お願いをいたしたいと思っております。

1、議長（堀田） 平農林課長。

1、農林課長（平） 浜野議員おっしゃられたメッセージ性を持った対策、特に消費者が自ら需要を喚起してもらおうということになれば、常時牛乳を贈呈、配付して終わるというようなことであれば、これは極めて対症療法的な対策にすぎないというところでもありますから、おっしゃられた対策、しっかりこれも取り組んでいきたいと思っておりますけれども、いずれにしても行政だけではなくて、生産者団体である農協さん、それから先ほどから申し上げております協議会に様々なメンバーがおりますので、そういった方としっかり情報を共有して対策をしていきたいなと思っております。

それから、予断を許さないといったことにつきましても、これ連日報道されておりますけれども、農水省であるとかJミルクをはじめとする業界団体、これらにおきましても、予断を許さない状況はまだ続くといったような緊張感を持って消費対策を継続するという方針を示されております。こ

れと連動して、町としても、地域の生産者が希望を持って経営に取り組めるように、この後も協議会を主体にして農協関係団体と連携を密にしながら情報をしっかり共有をさせていただきまして、また、北海道の酪農振興町村長会議等というものがあるわけですが、国、道への要望も並行してやっていただいておりますので、今後とも需要喚起策、それから消費拡大策などについて、農業経済の活性化に向けた対策に資金面の検討も含めて、しっかり対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解ください。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 資料の8ページ、9ページでありますけれども、漁業振興持続化給付金、水産加工等事業者緊急支援事業の関係であります。

この資料には「新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け」ということでありますけれども、過般の新聞報道では新型コロナウイルスや赤潮の影響で売上げが減少したということで、ここは今回の事業の内容だと思うのですが、実際、国は20億円の事業を赤潮対策に予算化しておりますけれども、個人の事業者に対する補填、これが行われない内容となっております。そういった意味では、私も12月の定例会で赤潮被害に対する支援について取り上げさせていただきましたけれども、今回、漁業組合、それから水産加工業者、鮮魚を取り扱う小売業者等に補填をするということについては、漁業を継承する観点から支援策としては必要な部分だというふうに認識をしておりますけれども、いわゆる大本であります生産者といいますか、漁業者に対する支援が今回計上されておられませんけれども、赤潮に関する国の補填というのは多分これからは見出せないのですが、いろんな観点でこれらの肝腎な漁業者に対する支援が今後どういう形で検討されていくのか、その点についてお答えを頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 前崎議員からのご質問でありまして、今、議員がおっしゃったように、赤潮対策という部分では個人への補填というのはないというところでございます。今回、コロナの臨時交付金を活用して、漁業協同組合へ1,500万円の給付をさせていただきました。この目的については、先ほど来申し上げているとおり、そもそも漁業協同組合を支援することによって本町の水産業、これからは持続的にやっていただくためというところで、ご理解を頂きたいと思っておりますけれども、今後の漁業者、直接の支援がどうかという部分につきましては、特に今回、今後もその部分については予定をしていないわけでありまして、端的に申し上げますと、漁協を支援することによって、それが回り回って漁業者への支援という形になればいいのかなというふうに思っています。

1、議長（堀田） ほかに。

1番、松田議員。

1、1番（松田） 議案資料の4ページ、公立学校情報機器整備事業と学校保健特別対策事業の内訳、どういうことに使われるのかという部分が1点、そしてもう一つ、6ページのPCR検査のところなのですが、1日の定員が2名と5名ということになっていますが、これは物理的な要因でこういうふうに人数が絞られているのか、その辺のちょっと詳しい情報、分かれば教えていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山畑管理課長。

1、管理課長（山畑） 学校保健特別対策事業と公立学校情報機器整備事業の内容についてでございます。

公立学校情報機器整備事業につきましては、令和2年度予算において児童生徒のタブレット端末をGIGAスクール構想によって整備をしてございます。今回の予算につきましては、教員用のタブレット端末について購入を考えているものでございます。

学校保健特別対策事業につきましては、学校におけるコロナ対策で使用する衛生に係るものだったり、学びの保障ということでタブレット端末に使用するタッチペンだったり、遠隔授業用の備品、物品等を購入する内容となっております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） ご説明させていただきます。

新型コロナウイルス検査費用の定員につきましてのご質問だったと思います。本事業において、事前に町国保病院と一緒に協議をした結果、多い人数はなかなかできないという状況にありまして、実際には外来が優先になるということで、こういった定員となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） ということは、PCR検査、例えば1日に火曜日に3名の方の申込みがあったとしたら、1日2人やってその次に1人というふうに、順繰りに回していくような形になっていくのですかね。

1、議長（堀田） 三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） その場合には、唾液法が外部の機関に委託する方法になって

おりまして、こちら、今、感染がかなり広がっていて、委託先のところでも検査が大変混雑している状況ではありますけれども、そのときの外来の状況によって、こちらの唾液法をお勧めするという対応になると思います。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第3号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第18号）についてと議案第4号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号と議案第4号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第3号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第18号）についてと議案第4号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和4年第1回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時12分